

《窓口、待ちスペース》

市民が各種手続きを行なう窓口は、気軽に立ち寄れるような施設としてシビックモールの賑わいの創出を意識して配置する。また、市民にとって機能的で利便性の高い窓口(例えばローカウンターの設置、ワンストップサービス*の整備、フロアマネージャー*の配置など)として整備する。

窓口スペースのイメージ



《執務スペース》

将来の行政需要や執務形態の変更などによる組織改編、情報化の進展にも柔軟に対応できるよう、可変性が高く効率の良い執務スペースを基本とする。同時に、企画立案等の創造力が要求される職域の拡大に対応した質の高い執務環境を確保することにも十分配慮する。

あわせて、身近な会議・打ち合わせコーナー、専門的な相談コーナー、待ちスペース等を適切に確保する。

《議会ゾーン》

市民参画の時代における議会を目指して、日常的に市民と情報交換し、

市民参加を誘導するための場として、総合的に議会ゾーンを捉えていく。このため、市民が交流し、憩えるアトリウム*やロビー空間の配置、十分な傍聴席の確保など市民に開かれた議会を具現化する施設配置等を検討する。

《市民利用施設》

市民が気軽に利用できるレストランなどの店舗、市民やNPO等が利用できる会議室及び多目的スペースを整備する。

これらの施設は、市民交流の場である市民広場やシビックモールと関係づけて配置する。

2. 駐車場計画

1) 規模と形態

現状では、来庁者の大半が自動車利用であることから、分かり易く利便性の高い駐車場となるよう、規模や配置には十分配慮する。

駐車場の必要台数は、来庁者用と公用車で概ね350台分とする。

整備形態については気軽に止めやすい屋外駐車場と、荒天時や冬期等にも利用し易い地下駐車場をバランスよく配置するが、配置計画が必要となれば、立体駐車場の導入も考慮に入れる。

屋外駐車場及び立体駐車場の場合には、景観的な阻害要素とならないように、緑化や施設デザインなど十分な工夫と配慮を行うものとする。

2) 進入路、庁舎への経路

駐車場への主要な出入口は、敷地利用を踏まえ、周辺道路整備と併せて配置する。

なお、補助的に出入口を設けることを可能とするが、シビックモール沿道では歩行者空間を優先する。

駐車場からの経路が、来庁者の主要動線となることを前提に、メインエントランスや窓口部門、市民広場との繋がりに十分配慮した配置計画を行う。

*アトリウム

ホテルや公共建築内の吹き抜けのある中庭的空間。

*ワンストップ

サービス

一カ所に立ち寄ることですべての手続き等の用事を済ませることができるサービス。

*フロアマネージャー

カウンターの外で、市民を目的の窓口等に案内する人。

3. 市民広場計画

市民広場は、市民交流やイベントの場、周辺住民の憩いの場、災害発生時の対応スペースとして、約3,000㎡を設定する。

街なかの広場として、多くの市民に親しまれるよう、水や緑、ベンチなどの修景施設を整備するとともに、日当たりや冬期の季節風にも配慮し、敷地の南側に配置する。これにより、シビックモールとの一体的な利用や、賑わい形成も期待される。

また、中心市街地との歩行による繋がりを重視して配置する。

市民広場のイメージ



4. 周辺道路計画

新庁舎に関連する周辺道路は、新庁舎に対する自動車、自転車、歩行者、公共交通のアクセスを踏まえて計画する。

- (1) 新庁舎への自動車アクセスは、周辺交通等への影響に配慮するとともに、来庁者の約7割が自動車利用である実態や、広域的な市町村間の連携等を踏まえ、大動脈である国道4号、13号に直結する市道曾根田・三本木線を主要な動線とする。
- (2) 新庁舎への歩行者アクセスは、中心市街地における安全で快適な歩行者空間のネットワーク化*の一環として、福島駅周辺からの歩行者軸の形成を重視する。

1) 市道 曾根田・三本木線

市街地の東西主要動線として未整備区間の整備を促進するとともに、沿道建物の景観の調和を誘導して官公庁街として風格のある道づくりを行う。庁舎敷地をセットバック*するなどにより、広い歩行者空間を設け、緑豊かな植栽を施すこと等、景観的にも配慮した道路として整備する。

また、国道13号方面から庁舎へのメインアクセスとなる右折車線や、国道4号への右折車線を設置し、円滑な交通処理を行うなどアクセス性の向上を図る。

2) 市道 仲間町・春日町線

今後の街路整備を想定し、広い歩道を設置し、ゆとりある歩行者空間を確保する。

また、市街地内の交通ネットワークの補強と駅周辺から新庁舎に至る歩行者の主要な動線として福島都心東土地区画整理事業との連携のもとに段階的な整備を図る。

* ネットワーク化
歩道、歩行者専用道路、公園等により歩行者の歩く道を体系的につなぐこと。

* セットバック
道路と建物敷地の境界から、建物の壁面の位置をさげること。
それによって建物敷地内で歩道状の空間を確保する。

3) 市道 新浜町・東浜町線(シビックモール)

ゆとりある広い歩行者空間をもち、緑豊かな植栽、道路デザイン、沿道の街並みなど景観に配慮した、安全で快適な歩行者優先の道路として整備を行う。沿道北側の新庁舎側においては、市民広場や市民サービス施設等を配置するなど、沿道南側と連携を図りながら、市民横丁的な空間としての賑わい形成を目指す。

4) 国道4号

県北地方の広域連携を象徴する広域幹線道路であり、市街地を南北に貫く都市軸でもあるが、交通機能が優先された街路景観を呈している。

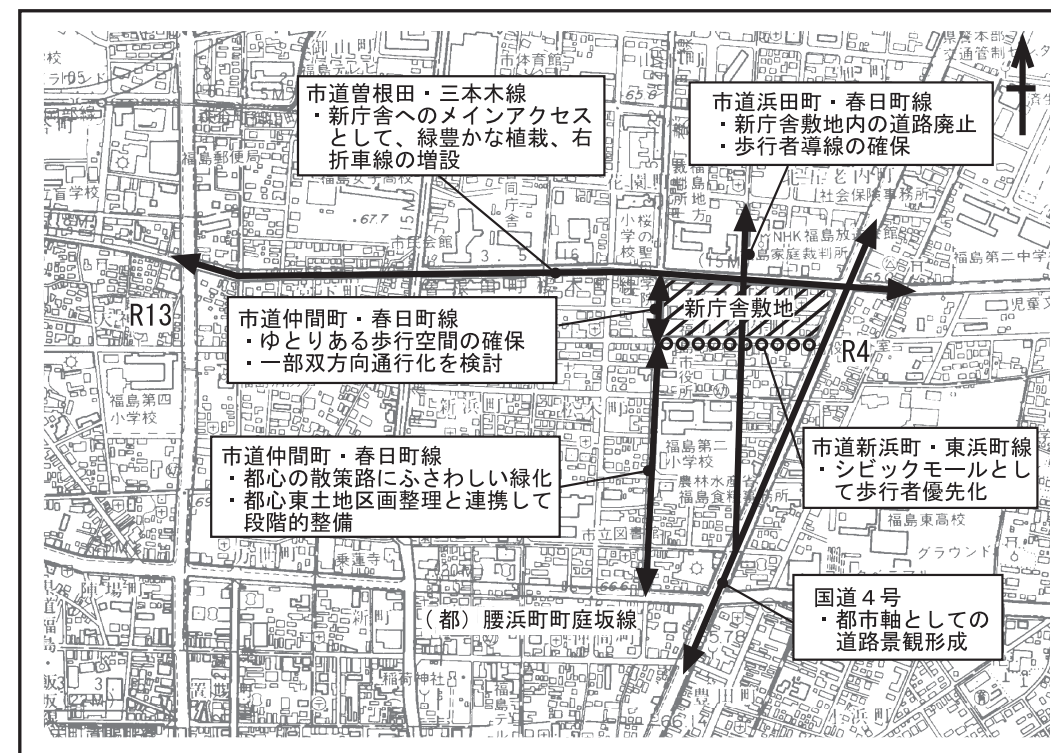
市役所が面することを契機に景観軸の一つとして位置づけ、それにふさわしい景観形成を図ることが必要である。また、市役所側でも広域連携のシンボルとなるような形態を表現することにより、印象深く魅力ある都市空間をつくり出すようにする。

5) 市道 浜田町・春日町線

新庁舎の建物と敷地の一体的な整備を図ることによって、より有効な敷地利用を可能にするため、新庁舎建設予定地のほぼ中央に位置している市道浜田町・春日町線については、廃止を原則とする。

しかしながら、本市道については、地域に密着した生活道路であり、廃止にあたっては、南北方向の歩行者動線の確保や、現庁舎西側の市道仲間町・春日町線の双方向化等について検討するとともに、地域住民とのコンセンサス*を十分に得ながら進める

周辺道路計画



5. 景観形成計画

1) 福島らしさを育む庁舎

市民に長く親しまれる市庁舎とするために、福島らしさの形成を目指し、次の点に配慮をする。

《福島らしい風景への配慮》

四周を美しい山々に囲まれた盆地に位置し、中心市街地の北側には小高い信夫山があり、新庁舎周辺は中低層の建物が連たんする落ち着いた街並みを形成している。このため建物は、周辺市街地から突出し、遠くの山々や信夫山と拮抗することになる高層建築を避け、周辺の街並みや風景と調和するよう配慮した建物とする。

* コンセンサス
意見の一致、合意。

第7章 公民連携によるまちづくり

1. 公民連携のシンボルとしてのシビックモールの整備

1) シビックモールの形成方針

シビックモールとその沿道は、公民連携によって形成する最も重要な空間として位置づける。新庁舎と周辺市街地の生活の融合を目指して、道路空間と沿道街区の調和を図り、市民横丁的なまちづくりを行う。

- (1) ヒューマンスケールの歩行者優先空間としての道路の整備
- (2) 市民生活に関わる多様な機能を集め、街らしい活動と情景を創出
- (3) 快適で魅力ある街並み景観の形成を誘導
- (4) 市民交流のイベント等の空間として利用
- (5) 循環バスの導入等による利便性の向上

シビックモールのイメージ



《信夫山、吾妻連峰への眺望の尊重》

信夫山や吾妻連峰は、市民がイメージを共有できる郷土の山である。この山々が、庁舎の主要な部分(例えば市民の集う市民広場、アトリウム、議場ロビーなど)から見えるようにするなど、市民に親しまれる山々への眺望を庁舎内に取り込むようにする。

《地場の素材の活用》

できる限り暮らしの中で親しまれてきた地場の素材を用い、庁舎の景観づくりの中にもとり入れるようにする。例えば、郷土資源としての果樹を市民広場にとり入れるなど、市民が利用する場所に、親しみやすい形で、地場の素材に触れられるような工夫を行う。

2) 沿道景観へ配慮した庁舎

歴史的に形成されてきた周辺環境を尊重し、それに調和させることは、福島らしさの形成にもつながる。また、福島市景観条例の先導的モデルとしても、周辺と一体となって景観づくりに努めることが必要である。

具体的には、新庁舎敷地周辺の道路に面して、それぞれ特徴をもった景観形成を行っていくものとする。

- (1) 北側の市道曾根田・三本木線側は、官公庁街にふさわしい景観形成を図る。同時に建物は長く単調にならないよう、壁面の分節化等に十分配慮する。
- (2) 東側の国道4号側は、広域連携を意識したシンボルとしての景観形成を図る。
- (3) 南側のシビックモール及び市道仲間町・春日町線側は、周辺市街地との接点として位置づけられることから、ヒューマンスケール*の街並みをつくり、賑わいと親しみを創出する景観形成を図る。

*ヒューマンスケール

人間の体の大きさを基準にしてきめた空間。人が威圧感を感じることなく馴染みやすい建物や空間の大きさ。

2) 市有地等を活用した先導プロジェクトの実施

新庁舎敷地では、シビックモールに面する部分を重視して、市民サービス・福利厚生施設等を配置し、街並み形成に寄与することとする。

あわせて、沿道南側に存在する市有地等を活用し、市役所に関連する民間機能、コミュニティ支援機能等の導入を図ることにより先導的プロジェクトの実施を検討する。

2. 公民連携によるまちづくりのあり方

1) 公民連携のまちづくりのモデルとなる取り組み

中心市街地の一角に新庁舎を建設することを踏まえ、中心市街地のまちづくりに積極的に寄与していく。その一環として、新庁舎敷地に隣接する周辺市街地において公民連携によるまちづくりを進めていく。これを通じて得られるノウハウを中心市街地活性化に広く活用していく。

2) 新庁舎の拡張敷地の住民・権利者の生活再建

現庁舎敷地の東側の拡張敷地においては、住民・地権者の生活再建や資産活用の意向を把握し、適切な対応や支援を行う。特に、周辺地区への代替地等の希望者に対しては、極力近傍に確保できるよう努力する。

3) 周辺住民が抱える生活面の不安や問題の解消

周辺地域における高齢者世帯の増加や人口の減少など、生活面の様々な問題や不安に対応するため、行政と住民、権利者が対話・協調しながら、段階的にまちづくりを進めていく。